

(5) 下水道局研修業務委託契約の積算を見直すべきもの

職員部は、下水道事業を担う人材育成と技術継承を推進、支援していくことを目的として、下水道の研修に関する業務について、東京都下水道サービス株式会社と、「下水道局研修業務委託」契約（契約金額：1億6,372万8,000円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31）を、特命随意契約により締結している。

この契約の業務内容は、①研修業務、②研修実施補助業務、③下水道事業の知識・技術の映像化業務である。

当該契約の積算について見たところ、②の研修実施補助業務は、研修受講者の募集、受講者決定の通知、研修教材の集約及び印刷等準備、アンケート集約事務などであり、必ずしも技術者の技量を要さないにもかかわらず、技術者の単価を適用しており、適切でない。この結果、例えば、全ての業務に普通作業員（注）の単価を用い試算した場合、174万2,448円の過大支出（監査事務局試算）が生じることとなる。

部は、業務内容に応じた単価を適用するなど、下水道局研修業務委託契約の積算を見直されたい。

(職員部)

注：「平成26年2月から適用する公共工事職労務単価について」(国土交通省、平成26年1月30日)の「普通作業員」(普通の技能及び肉体的条件を有し、各種作業について必要とされる補助的業務を行うもの)を適用。

(その他)

(6) 薬品の管理を適正に行うべきもの

水再生センターは、家庭や工場から排出された汚水进行处理した上で河川や海に放流しているが、放流に当たっては事前に水質試験を実施し、各放流水基準に適合しているか検査を行っており、水質試験では、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)に定める劇物である硫酸、硫酸銅(Ⅱ)五水和物等の薬品(以下「薬品」という。)が使用されている。

これらの薬品を安全かつ適正に管理するため、局は、「水質試験に係る薬品等の管理要領」(平成18年7月11日付18下施環境第24号。以下「管理要領」という。)を定め、薬品使用の際には、定められた管理簿に使用年月日、使用量及び残量等を記入することとし、管理責任者である水再生センター長が、月1回、全ての管理簿を確認し、所定の様式に押印することとしている。

ところで、流域下水道本部技術部が所管する多摩川上流水再生センターの薬品管理状況を見たところ、監査日(平成27.1.23)現在、次のとおり、問題点が認められた。

ア 「水質試験用開封劇物管理簿(様式4の1)」において、使用した薬品の一部について記載漏れがある。

イ 「水質試験用開封劇物管理簿(分注器使用)(様式4の2)」において、ほぼ毎日使用する硫酸(1+2)、モリブデン酸アンモニウム溶液を管理しているが、使用年月日、補充量及び使用量の記載はあるものの、残量が全く記載されておらず、実際の残量と符合できない。

ウ ア、イのような状況が少なくとも平成25年度から生じていたにもかかわらず、管理責任者は全ての管理簿を確認したとして、「薬品管理・使用確認票(様式5)」に押印している。

薬品は、盗難、紛失等を防ぐためにも、厳重に管理・保管されるべきであり、上記のように、管理要領で定められた様式に所定の記載がなく、現在の残量を把握できない状況は適正でない。部は、薬品の管理を適正に行われない。

(流域下水道本部技術部)

教 育 庁

1 指 摘 事 項

(重点監査事項)
(歳入)

(1) 就学支援金の認定事務を適正に行うべきもの

就学支援金制度とは、家庭の状況にかかわらず、すべての意志ある高校生等が、教育費の負担を心配することなく、安心して教育を受けることができるよう、国が授業料を支援する制度である。都立高等学校等に在学する生徒に対しては、公立高等学校に係る授業料の不徴収の廃止に合わせて、平成26年4月1日から制度の適用が始まった。

就学支援金の支給には、所得制限基準があり、保護者等の区市町村民税所得割額が30万円、200円以上である場合、支給の対象とならない。このため、就学支援金の受給を希望する者は、受給資格認定申請書兼収入状況届出書に課税証明書等を添えて、学校に対して申請をし、学校は、提出された書類により受給資格の有無を審査する。

鷹宮高等学校及び八王子拓真高等学校における就学支援金の認定に係る事務について見たところ、表1のとおり、年度の異なる課税証明書に基づき審査をし、就学支援金の認定及び支給を行っている事例が各1件あった。

学校は、就学支援金の認定事務を適正に行われない。

(鷹宮高等学校)
(八王子拓真高等学校)

(表1) 就学支援金(平成26年4月～6月分)の受給資格認定の際に必要なとなる課税証明書

	審査の対象となる課税額	課税額算出の根拠
正(提出が必要なもの)	前年度(平成25年度)分	平成24年中の合計所得金額等
誤(提出されたもの)	当年度(平成26年度)分	平成25年中の合計所得金額等

(歳入)

(2) 実業意欲向上プログラムについて

本事業は、「実業意欲向上プログラム実施要綱」に基づき、専門学科を設置する都立高校を中心に生徒ののびのび意識や実業感覚の向上に資するため、生徒の生産・販売活動を公費により支援することで、生産品の質の向上、実業教育及び総合的実践教育の充実を図ることを目的としている。さらに、農産物や工業生産品を生産する高等学校等(生産校)と連携し、実業体験学習を行う高等学校等(連携販売校)を予算面から支援し、実業意欲と専門的な資質・能力を備え、社会の即戦力となる人材を育成することを旨とした事業である。

また、本事業を適切に実施するために部が定めた「実業意欲向上プログラム実施マニュアル

(平成23年3月改訂版)」(以下「マニュアル」という。)において、生産品の販売価格に当たっては、市場価格を考慮するだけでなく、商品企画を行い、販売までを想定した価格を設定することが重要とされている。当然、不良品を販売することがないよう、品質を十分に確保する必要がある。

なお、売払収入については都の歳入に計上すると定められ、東京都会計事務規則(昭和39年東京都規則第88号。以下「会計事務規則」という。)に基づき、日々調定を行い、日々払込みを行うこととされている。また、売れ残った生産品は、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)に基づき手続きを踏まえ、廃棄等を行っている。

ア 会計事務規則に則り適正に会計処理を行うべきもの

鷹宮高等学校においてこのプログラムによる生産品の販売状況を見たところ、全日制文化祭における販売収入について、文化祭(平成26年10月24日及び25日)終了後、文化祭開祭式を除き7開校日目に収納金日計表を作成し、収入計上を行っていた。このことは、会計事務規則及びマニュアルに照らし、適正でない。

学校は、会計事務規則に則り、適正に会計処理を行われない。

(鷹宮高等学校)

(表2) 会計処理の経過

事項	年月日
文化祭	平成26年10月24日・25日
調定	平成26年11月6日
収納金日報	平成26年11月7日

イ 次年度のプログラムへ向けた分析を行うよう各学校を指導すべきもの

都立A高等学校における生産、販売の状況を確認したところ、文化祭において販売した20品目のうち、8品目が5割以上売れ残っている状況が認められた。本件プログラムの目的が、ものづくりから販売までを実践し、経済活動を実感するプログラムであること、また、本件プログラムに参加する学校は、生徒がものづくりや商業活動を進路の重要な選択肢と考える学校が多いことから、販売後の残数が多い品目については、品質、価格設定、品目の選定等に原因はないか分析し、次年度のプログラムにフィードバックさせていく必要がある。

ところが、都立学校教育部が各学校に提出を求めている実績報告書に、品目別の売上個数と単価及び売上金額等、当該予算の執行状況に関する項目は記載されているが、生産数量、販売後の残数に関する項目が含まれていない。

都立A高等学校のような状況が生じた原因は、各学校において本プログラムが事業目的に則した実施状況であるかどうかの把握、課題の分析及び学校に対する必要な指導が、部において

十分に行われていないことにある。
部は、実績報告書において実際の販売品目・販売個数だけではなく、残数も含めた販売状況を報告させ、各学校に対し、プログラムが期待する教育効果（ワークライティング力の向上、読書等の定着、学習意欲の増進等）を実感できるよう総合的に分析し、次年度のプログラムメニューを提案するよう指導されたい。

(都立学校教育部)

(歳出)

(3) 都立学校施設維持管理業務委託による修繕について

都立学校教育部は、都立学校の維持管理を行うため、東京都住宅供給公社（以下「公社」という。）と平成26年度都立学校施設維持管理事務委託に関する契約（契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：18億7,649万604円。以下「維持管理事務委託」という。）を特命により締結している。

維持管理事務委託は、都立学校241施設分の修繕工事を集約し、業者の選定から業務の管理、検査、支払いまでの事務処理を、包括的に、公社に委託しているものである。

各学校からの修繕の依頼は、緊急の場合には学校から直接、そうでない場合には各学校を管轄する学校経営支援センターを通じて、それぞれ公社に修繕依頼書を送付して行っている。公社への委託料の支払いは中部学校経営支援センターがまとめて行っており、半期ごとに概算払いをし、年度末に精算している。

そこで、維持管理事務委託の内容について見たところ、次のとおり、適正でない点が見受けられた。

ア 契約書に発注の仕組みを定めるべきもの

八王子特別支援学校では、平成27年2月24日に行った消防設備点検の結果、非常警報設備のスピーカー及び厨房内防火シャッターに要修繕箇所があったことから、修繕依頼書により、これらの補修を、西部学校経営支援センターを通じて、公社に依頼している。

修繕完了後、工事が完了したことを確認した上で、「完了確認印簿」によると、依頼日は平成27年3月12日、完了日は平成27年4月24日となっている。

このことについて、都立学校教育部は、維持管理業務委託契約による修繕については、各学校経営支援センターが一旦公社に修繕依頼書を送ったのち、公社が工事を指定して見積もりを徴取し、各学校経営支援センターは見積額を確認してから、電話で公社に発注する手順を経ることとしており、各学校経営支援センターに周知している。

部は、本件補修工事の発注も、この手順に従って、平成27年度になってから電話で行い、平成27年度の委託契約に基づいて支払っているとしている。
ところで、東京都契約事務規則（昭和39年東京都規則第125号）においては、契約の締

結に当たり、契約の目的を含め契約書を作成することとしている。このため、部が公社に委託している維持管理業務委託契約は、都立学校の施設と設備に必要な補修について工種と単価を定め、契約の目的となる具体的な補修内容は個々の修繕の依頼や発注によって確定するものであるから、本件契約においても通常の契約に準じて、発注は文書による必要がある。

しかしながら、部は、電話による発注が正式の発注であり、適正でない。

また、維持管理業務委託契約の契約書、仕様書及び管理業務仕様書には、中部学校経営支援センターまたは学校は、修繕依頼書を公社に送付することで修繕を依頼し、公社は受付後、速やかに着手するものとされており、修繕依頼書受付後における見積書の徴取や見積額の確認・発注について定めがない。

中部学校経営支援センター及び部は、契約書に発注の仕組みを定めた上で、適正に発注を行われない。

(都立学校教育部)

(中部学校経営支援センター)

イ 修繕完了日を定めた上で修繕依頼を行えるよう契約内容を変更すべきもの

八王子特別支援学校では、平成26年7月15日に電気設備点検を行った結果、非常用発電装置の始動用バッテリーが有効期限（平成11年）を大きく超えており、始動時に必要な電圧が維持できなくなる恐れがあると報告があったことから、平成26年8月1日に公社に修繕依頼を行って依頼している。しかしながら、公社が指定した工事店には適合するバッテリーの在庫がなく、調達に時間を要したとして、平成26年12月26日に修繕を完了している。

また、学校では、2つの教室の引き戸が破損したことから、平成26年8月1日に公社に修繕依頼を行っている。しかしながら、公社が指定した工事店には引き戸の部品の在庫がなく、調達に時間を要したとして、平成26年9月26日に修繕を完了している。

いずれも修繕内容に比して工事期間が長くなっているが、これは、修繕依頼書による依頼に当たり、修繕完了日を記載しない様式となっており、修繕内容及び修繕完了日を定めた上でそれを履行できる業者を指定する仕組みとなっていないことによるものである。

都立学校教育部は、修繕完了日を定めた上で発注を行うよう維持管理事務委託の契約内容を変更されたい。

(都立学校教育部)

ウ 発注内容を文書により明確にした上で完了検査を行うよう契約内容を変更すべきもの

小平特別支援学校は、校庭の遊具の安全点検を平成26年12月4日に行ったところ、グラブについて吊り金具の劣化、滑り台について、ローラー部の指の挟みこみ防止など修繕を要する旨の報告を受けたことから、平成26年12月24日に、西部学校経営支援センターを通じて、修繕依頼を行っている。

この修繕依頼書では、フランク、滑り台について、支障箇所の修繕に加え、一部の塗装を指示しているが、実際には塗装が行われなかった。
しかしながら、完了確認を行った学校も、支払を行った中部学校経営支援センターも「修繕依頼書」の指示にある塗装が行われていないまま、完了を確認し、支払いを行っており適正でない。

一般に、完了検査は、契約内容を示す設計図書に基づき行うべきところであるが、維持管理事務委託契約においては、設計図書がないため、発注した修繕の内容が明らかでなく、完了検査としては、工事店が会社に提出する工事写真と工事内訳を会社が突合しているのみとなっており、学校及びセンターでは、修繕依頼書のとおり修繕等が行われているか確認していない。
学校及びセンターは、修繕依頼書に基づき、修繕内容の履行確認を適正に行われたい。

部立学校教育部は、発注した修繕の内容が明確となるよう発注の方法や書式を定めるとともに、発注内容に基づく完了検査を行えるよう維持管理事務委託の契約内容を変更されたい。

(部立学校教育部)
(中部学校経営支援センター)
(小平特別支援学校)

(4) 東京都教職員住宅の補修業務委託について

福利厚生部は東京都教職員住宅の補修及びその跡地の維持管理業務を行わせるため、「平成26年度東京都教職員住宅補修業務契約」(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、限度額761万4,961円)を、東京都住宅供給公社(以下「公社」と言う。)と特命により契約を締結している。

この契約は、職員住宅の補修及び施設管理、住宅跡地の維持管理について、発注、施行、履行確認までを公社に行わせるものである。公社は指定店と締結した単価契約工事の単価表に基づき行った工事の内容に応じて工事費を決定し、部は公社に事務費として工事費の10%を支払う。部は、公社に四半期ごとに概算払いを行っており、補修等の実績に基づき、年度末に一括して精算している。

部は、公社が、受託している都営住宅の営繕業務や公社が建設・管理・運営する公社住宅及び都民住宅の営繕業務を行うために、単価契約による工事店を指定していることから、教職員住宅の補修業務等においても速やかに対応できるものであるとしている。

そこで、平成26年度における教職員住宅の補修業務等について見たところ、次のとおり適切でない点が見受けられた。

ア 定期的な維持業務について業務を行う業者に直接発注すべきもの

教職員住宅の補修等の内容について見たところ、表3のとおり、指示している業務42件394万4,805円のうち、定期巡回や設備点検など定期的な維持業務が16件59万

7,263円となっている。
定期的な維持業務は実施する内容と時期があらかじめ定まっていることから、補修業務等に速やかに対応するために締結しているこの契約により実施する必要が認められない。
この結果、公社に対する事務費5万4,296円が不償済支出となっている。
部は、定期的な維持業務について、公社に対する補修業務委託に含めず、業務を行う業者に直接発注されたい。

(福利厚生部)

イ 補修等に係る公社の実績報告の内容について確認すべきもの

部は、平成26年度の業務の終了後、公社から補修及び維持業務について実績報告書及び精算書の提出を受け、27教福第59号により、額の確定を行っている。

そこで、補修依頼等の実績金額の適正性を確認しようとしたところ、部は公社から補修業務の単価表を徴しておらず、公社が報告した修繕及び維持業務の実績金額が適正なものとなっているか確認できない状態となっていた。

このことは、部が、公社の実績報告について、修繕及び維持業務の内容に応じた精算額であるかを確認しないまま、概算払いの精算を行っていることとなり、適正でない。

部は、公社の実績報告の内容について適正に確認されたい。

(福利厚生部)

(表3) 教職員住宅補修業務実施状況

区分	業務の概要	件数	金額 (円)
一般修繕	門扉修繕等	9	642,000
入居時点検	全体清掃・ワックス、水道電気点検	7	939,500
草刈・剪定	草刈・樹木剪定等	10	1,766,042
	小計	26	3,347,542
	定期巡回点検	12	503,700
定期的な維持業務	消防用設備等定期点検保守	3	50,777
	受水槽等清掃	1	42,786
	小計	16	597,263
	合計	42	3,944,805

(5) 粉じん計の取扱いについて見直すべきもの

部は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号、以下「法」という。)が対象とする各学校に粉じん計を購入させ、2か月に1回の空気環境測定に用いるものとしている。粉じん計は、1年に1度校正を行う必要があるため、学校が自ら契約して実施するとしたものを除き、各学校経営支援センターにおいてまとめて校正の契約を行っている。

東部学校経営支援センターにおいて粉じん計校正の委託契約(都立青井高等学校外45校粉じん計校正委託(単価契約)(契約期間:平成26.6.12~平成27.3.31、推定総金額:1,081,000円、契約相手方:A)を見たところ、当初の校正対象校のリストに掲載されているながら、校正が行われていない学校が3校見受けられた。センターは、学校からの連絡により、故障等により校正が行えないことを把握し、修理又は買換えを行うよう助言をしたと説明しているが、監査日(平成27.4.24)において空気環境測定の状況を調査させたところ、他校から空気環境測定の都度、校正済みの粉じん計を借りて対応していたことが判明した。この借入れについて、測定3回分(半年間)に及び学校が見受けられた。

また、中部学校経営支援センターにおいても、粉じん計校正の委託契約(都立大崎高等学校外52校粉じん計校正委託(単価契約)(契約期間:平成26.5.29~平成27.3.31、推定総金額:1,245,500円、契約相手方:A)において、監査日(平成27.5.25)現在、東部学校経営支援センターと同様に4校について校正が行われず、調査の結果、いずれも他校から空気環境測定の都度、校正済みの粉じん計を借りて対応しており、測定3回分(半年間)を借入れにより対応している学校が見受けられた。

上記の結果、約22万円(注)と高価で毎年度23,500円の校正手数料が必要となる粉じん計を、空気環境測定実施対象校の全てに配置する必要性はなく、近隣校からの借入れで対応することが可能である。仮に2校に1台程度に組み合わせをした場合で試算すると、購入費用約1,628万円(表4参照)、及び校正費用約1,739万円(表5参照)の合計3,367万円が将来節減可能な金額となる。

また、法は、対象建築物において測定機器を全て備えることを義務付けてはおらず、建築物空気環境測定業者に委託して測定することも可能である。

部は、粉じん計について、修繕・買替えの必要が生じた学校から順次、複数校を組み合わせて粉じん計を共同利用させるなど、粉じん計の取扱いについて見直されたい。

(都立学校教育部)

(注) 粉じん計の単価については、全対象校が同一機種を保有しているわけではなく、また、一部の製造者が希望小売価格をカタログに掲載していないため、販売業者の情報により推測している。

(表4) 将来節減可能な粉じん計購入費用

管轄部所	校正対象校数	今後買換えが不要となる学校数(校正対象校の2分の1)	粉じん計単価(円)	将来節減額(円)
東部学校経営支援センター	46			
中部学校経営支援センター	53	148	74	220,000
西部学校経営支援センター	49			16,280,000

(注) 対象校数には、単独で校正の契約をした学校を含んでいない。

(表5) 将来節減可能な校正費用

校正対象校数	今後買換えが不要となる学校数(校正対象校の2分の1)	校正費用(1台当たり)(円)	使用可能年数	将来節減額(円)
148	74	23,500	10	17,390,000

(注) 対象校数には、単独で校正の契約をした学校を含んでいない。
粉じん計の使用可能年数を10年として計算した。

(6) 仕様書を適切に作成し、積算を適正に行い、履行確認を適正に行うべきもの

東部学校経営支援センターは、建物清掃委託の名称により、学校内の日常的な清掃や除草、簡易な修繕等の業務について委託契約を締結している。

それらの契約のうち都立橋高等学校建物清掃委託契約(契約期間:平成26.4.1~平成27.3.31、契約金額:5,842,800円、契約相手方:B)をみたところ、仕様書の内容が適切ではなく、また、支出の証拠書類が整合していない状況が見受けられた。これは、学校が、かつて配置されていた技能職員に日常的に校内を確認させていた様々な業務を、そのまま委託したことが一因と考えられる。委託化を進める場合には、業務の内容や仕組み、流れを見直す必要があるところ、これを怠っており、以下のような状況が見受けられた。

① 入札時には、表6のとおり、仕様書に剪定・除草等の全体面積、総本数、作業内容等を示しているが、樹木等の種類及び種別の本数や植栽の配置、除草等を要する部分の面積等を示していない。このため、樹種等の種類に応じた剪定・除草の時期、回数等が適切に指示されていないかどうかが検証できない。また、応札者にとっても、必要な機械や労力、コスト等を正確に把握できないものとなっていることから、適切に入札価格を見積もることができない。

- ② 仕様書において、表6のとおり、年次業務の一つとして、低木の剪定作業を毎月実施することと定めている。また、月間作業報告書では、4月を除き毎月毎週実施したこととなっており、各月とも全体を四分割して毎週剪定を実施したと説明する。
しかしながら、通常、機種によって適切な剪定期間があり毎月剪定を行う必要はないことから、仕様書において適切に指示すべきところ、これを行っていない。
- ③ 4月においては、作業の月間計画書に剪定の計画が1回もなく、月間作業報告書においても剪定を行った報告はない。

ところが、受託者が学校へ提出している日々の業務報告書においては、4月18日及び25日にグラウンド東側の除草及び低木剪定を行ったとしている。

このことは、センサーが、支出の証拠書類である月間作業報告書の確認を十分に行っていないことを示しており、適正でない。また、月間作業報告書が業務報告書と整合しておらず、学校側の書類確認が不十分であり、適正でない。

- ④ 監査口（平成27.4.24）において、当該高等学校には緑地がほとんどないとの説明を受けた。

月間作業報告書を12か月分みると、除草・低木剪定のみのみが行われており、草刈りは一度も行われていない。

このことは、学校及びセンサーが、必要のない業務を仕様書で定めたこととなり、作業内容を正確に示しておらず、適正でない。

- ⑤ 除草、草刈りの対象について確認したところ、除草は植栽を除く草木類を根から抜くものであり、いわゆる雑草等が対象である。草刈りについては、芝生はないため、雑草の刈高を5センチに整えるとの説明であった。

したがって、学校は、仕様書において、一方で雑草を根から抜き、一方で刈高5センチに維持するという矛盾した内容を同一の作業場所において指示しており、適切でない。

- ⑥ 全日制と定時制を併置した学校において、体育の授業や部活動が通常どおり行われているが、雑草が4, 144平方メートルもの運動場やハードコートであるテニスコートの全体に繁茂するという状況や、グラウンドの使用があまりない時期に一部に雑草が生じたとしても、刈高を指定して整えるほど繁茂する状況は、通常では考えられない。

しかしながら、表6のとおり、仕様書は、毎月草刈りを行うこととなっており、適切でない。

- ⑦ ②④⑥により、仕様書記載の業務量よりも実際の業務量は少ないと考えられるので、結果として積算が過大となっていることは適正でない。センサーは、積算が過大な契約に基づいて委託料を支払っているため、結果として支払額が過大となってしまう可能性もある。

以上のことから、センサーは、学校が作成した仕様書について必要な確認を行い、仕様書を適切に作成させる必要がある。また、支出の証拠書類の内容をよく確認し、仕様書と整合しない場合には理由を確認するなど学校を適切に指導する必要がある。

学校は、仕様書の作成及び積算を適正に行い、また、履行確認に係る書類をよく確認されたい。センサーは、学校に仕様書を適切に作成させ、積算の確認を行い、履行確認を適正に行われたい。

(東部学校経営支援センター)
(楠高等学校)

(表6) 仕様書の抜粋（年次業務明細）

作業内容	場所	数量	単位	月												作業内容	周期等	
				4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
除草①	運動場	4,144.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	植栽を除く草木類・つるの除去・根を手作業等により引き抜くこと	1回/月
除草②	テニスコート 下周辺	594.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月
除草③	D棟 庭	210.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月
草刈①	運動場	4,144.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月
草刈②	テニスコート 下周辺	594.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月
草刈③	D棟 庭	210.00	m ²	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月
低木剪定①	校舎西側	70.00	本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月
低木剪定②	校舎西側	50.00	本	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1回/月

(7) 農場管理委託契約を適正に行うべきもの

西部学校経営支援センターは、瑞穂農芸高等学校が所有する農場の管理業務を委託することを目的として、都立瑞穂農芸高等学校農場管理委託契約（契約金額：2,332,800円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約相手方：C）及び都立瑞穂農芸高等学校農場管理委託（家畜管理）契約（契約金額：919,600円、契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約相手方：D）を締結している。なお、本件契約は、農場管理業務全てを委託するものではなく、教員及び生徒が実習として行う作業以外に必要な農場管理業務を委託するものである。

業務委託事業においては、受託者が委託者から独立して業務を遂行するため、実際の業務において委託者が受託者の業務従事者に直接指示を行ってはならないこととされている。したがって、適正な業務委託契約を締結するためには、委託者から受託者の業務従事者への指示が行われないよう、仕様書において具体的な業務内容を定めるとともに、あらかじめ業務責任者及び業務責任者との業務内容に関する調整方法を定めておく必要がある。

- ① 業務責任者の定め、業務責任者との業務内容に関する調整方法についての記載がない
- ② 業務内容、やり直し等に関する記載が不十分である

③ 契約の目的を農場管理の補助としている
といった状況が認められた。
このため、本件契約に基づく農場管理業務においては、業務責任者との業務内容に関する調整方法等、仕様書の記載が不十分であるため、天候や実習の進捗等の委託者の状況に応じた個別具体的な対応が求められる場合、委託業務を適正に履行することが困難な状況となることから適正でない。
センターは、農場管理委託契約を適正に行われたい。

(西部学校経営支援センター)

(8) 契約手続を適切に行うべきもの
印刷物の制作に関する契約のうち、校長の権限に属する契約については、教育長の権限に属する契約に関する事務の委任及び補助執行について(平成3年3月20日付2教総総第609号)により、予定金額が40万円未満(用品指定の印刷物の制作に係るものを除く。)の契約と定められている。
また、随意契約によるときは、競争性の確保の観点からなるべく二人以上の者からの見積書を徴取しなければならない(東京都契約事務規則(昭和39年東京都規則第125号)第34条)とされているが、契約事務の簡素効率化を図るため、「随意契約のうち予定価格が30万円未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。」「(知事が指定する契約)の指定及び単数見積りの取り扱いについて(平成13年3月30日付12財経総第2077号財務局通知)」とされている。

ところで、青梅総合高等学校は、文化祭の周知及び来場者への案内配布を目的として文化祭ポスター外2点の印刷契約を、文化祭や各種学校説明会での学校案内配布を目的として学校案内パンフレット(定時制)の印刷契約を表7のとおりそれぞれと締結している。
学校案内パンフレット(定時制)については、文化祭来場者への配布を行うことで大きな広報効果が期待できることから、例年文化祭前に作成しているため、両契約の契約時期は近接している。

したがって、両契約は一括して契約することが可能であり、まとめることで予定金額が40万円以上となり校長の契約締結請求権限を超えることから、学校契約ではなくセンター契約として発注すべきものである。また、複数見積処理により契約相手方を決定することで競争性を確保することができることから、両契約を合理的な理由なく分割して発注していることは適切でない。
学校は契約手続を適切に行われたい。

(青梅総合高等学校)

(表7) 契約の状況

(単位：円)

契約件名	予定金額	契約金額	契約年月日	履行期限	契約相手方
文化祭ポスター外2点の印刷	297,000	290,196	平成26.8.4	平成26.8.29	E
学校案内パンフレット(定時制)の印刷	183,600	174,960	平成26.8.15	平成26.9.10	
合計	480,600	465,156			

(9) 契約を適切に行うとともに検査等を適正に行うべきもの

墨東特別支援学校は、のり付きパネル外の買入れ契約(契約金額：368,150円、契約期間：平成27.3.11～平成27.3.28)をFと締結した。

ところで、契約について見たところ、以下のとおり適正でない状況が認められた。

① 教員からケージ10本を含むのり付きパネルの購入依頼を受けた学校は、同内容で購入の意思決定を行っていた。

しかしながら、学校が行った契約は、ケージ16本等の購入であり、意思決定内容と相違する契約を締結している。

② 実際に納品された物品のうち、ケージについては、契約内容と相違する10本であったにもかかわらず、ケージ16本等の納品書を受け取り、検査員は、これを合格させていた。

③ 学校は、請求内容が実際の納品の納品と相違しているにもかかわらず、請求金額で支出決定を行っていた。

④ 特別出納員は、支出関係書類について、内容を審査し、過誤等がある場合は、関係書類を学校へ返付しなければならない。

しかしながら、一連の購入契約に関する書類が不整合であるにもかかわらず、特別出納員は、これを見落として支出行為を行った。

学校は、契約を適切に行うとともに、検査等を適正に行われたい。

(墨東特別支援学校)

(10) 高所作業において受託者を適切に監督するよう指導すべきもの

中部学校経営支援センターは、都立総合芸術高等学校外2校屋上及び壁面緑化維持管理委託契約(契約期間：平成26.4.1～平成27.3.31、契約金額：114万739円、契約相手方：G)を締結している。

労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第519条によれば、事業者は、高さ2メートル以上の作業床の端で作業を行う場合(高所作業)には、圍い等を設けるか、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による危険防止の措置を講じなければならないとして

いる。

そこで、本委託において2メートル以上の高さにある校舎屋上で実施されている屋上緑化に係る作業について、業務実施状況写真を確認したところ、安全対策を実施して作業を行った写真が1枚もなかった。

このことから、労働安全衛生規則の定めに反していると認められ、適正でない。

センターは、各学校が受託者を適切に監督するよう、指導を徹底されたい。

(中部学校経営支援センター)

(11) 消防用設備について、速やかに改善措置を講じるべきもの

中部学校経営支援センターは、管轄する都立学校の消防用設備の定期点検の委託を数校ずつにまとめて契約している。定期点検は年2回実施され、結果報告書は、センターと点検を受けた学校の両方に提出される。

石神井特別支援学校において、平成26年8月に行われた点検の結果報告書を見たところ、表8のとおり、不備を指摘された項目について、監査日(平成27.5.21)現在においても改善を行っていない箇所があることが確認された。これらの箇所は、平成27年2月に行われた定期点検においても、不備を指摘されている。

これは、学校がセンターに対して平成26年11月に指摘箇所についての修繕を依頼していたにもかかわらず、センターが改善に向けての手続きを速やかに行っていないためである。消防用設備については、生徒の安全を確保するため、常に良好な状態を維持する必要がある。センターは、速やかに改善のための措置を講じられたい。

(中部学校経営支援センター)

(表8) 監査日(平成27.5.21)現在改善されていない箇所

設備名	不良内容
屋内消火栓設備	ホース24本が10年経過のため、耐圧試験または交換が必要
防火設備	1 箇所の防火戸について、扉が開放しないため、改修が必要
	1 箇所の防火戸について、自動閉鎖装置が不良のため、修繕が必要

(12) 中央図書館における所蔵資料のデジタル化について

中央図書館は、広範な資料の閲覧サービス及び調査研究への支援を実施するため、表9のとおり、図書、新聞、雑誌及び視聴覚資料(以下「資料」という。)を収集し、所蔵している。

そのうち、約35万冊は利用者が手にとって閲覧できる書架(開架)にあり、利用者は館内で自由に閲覧することができる。また、書庫内の書架(閉架)に入っているその他の資料は、館内の蔵書検索システムから申し込み、利用者はカウンターで資料を受け取って館内で閲覧する。

図書館では、都の広域図書館として東京に関する郷土資料等を収集・保存しているが、表10のとおり、その一部をデジタル化し、「2020年の東京」へのプロジェクトプログラム2013に基づき、「東京都立図書館デジタルアーカイブ」(以下「東京アーカイブ」という。ホームページ: <http://archive.library.metro.tokyo.jp/dalop>)として、平成25年5月からインターネット上で公開している。

図書館は、「東京関係資料のデジタル化委託」(契約年月日:平成26.9.24、履行期限:平成26.12.24、契約金額:267万8,400円、契約の相手方:日)契約を締結し、表11のとおり、業務用カメラにより撮影し、保存用画像データ及び公開用画像データ(インターネットで公開するため保存用よりも解像度が低くデータ容量も小さいデータ)をDVD-R及び外付けハードディスクに保存して納品させている。

東京関係資料のデジタル化委託は、平成21年度から行っており、各年度における契約金額は表12のとおり、平成26年度までの6年間で9,261万余円の経費を要している。

(表9) 中央図書館の事業実施状況

所蔵状況	図書	192万5,640冊
新聞	1,162紙	
雑誌	6,762誌	
視聴覚資料	17,456点	
入館者	29万1,298人	
レファレンス	6万2,173件	
協力貸出図書	8万5,426冊	
複写枚数	145万2,318枚	

(表10) 東京アーカイブの概要

カテゴリ	概要	データ数
(1) 江戸城造営関係資料	「東京語料文庫」に収められた江戸幕府作事方大棟梁・甲良家伝来の「江戸城造営関係資料」	645
(2) 浮世絵	「東京語料文庫」「加賀文庫」等に収められた浮世絵の書誌データ	9,943
(3) 双六	「東京語料文庫」「加賀文庫」等に収められた「絵双六」	831
(4) 江戸図	「慶長江戸図」など江戸時代初期の絵図や切絵図など	254
(5) 番付	江戸時代の名所や名物、料理など、様々なテーマをリンク付けた「見立番付」など	1,232
(6) 和漢書	江戸から明治の冊子形態の資料の中から、草双紙6点、仮名草子2点、武蔵3点	22
(7) 建築図面	代々内裏の作事に関わる大工であった木子家伝来の建築関係資料(木子文庫)を中心に、江戸から明治の建築図面	6,107
(8) 書簡	特別文庫室の腰辺刃水田藏諸家書簡文庫で所蔵する書簡資料	5
(9) その他の貴重資料	巻物、折本など、各カテゴリに入らない江戸から明治の貴重資料	14
(10) 絵葉書・写真帖	明治期から昭和初期にかけて発行された絵葉書・写真帖	2,536
(11) 近代の地図	明治期から昭和初期に発行された東京全区、地域図、主題地図等	101
(12) 東京府・東京市関係資料	東京府、東京市が発行した行政資料	269
(13) 江戸・東京の災害記録	安政の大地震や関東大震災など、江戸・東京の災害に関する資料	822
計		22,781

(単位:件)

(表11) デジタル化委託におけるデジタルデータ(写真)の仕様

撮影機材の性能	解像度:横5,436縦4,080ピクセル以上 データ容量:約63.5MB 色深度:RGB各色16bit
納品画像データのフォーマット・解像度	保存用画像:TIF(400dpi) 公開用画像:JPEG(画像の長辺が2,880ピクセル)
納品方法	DVD-R、USB接続外付けハードディスク

(表12) デジタル化委託年度別契約金額 (単位:円)

年度	契約金額
平成21年度	7,077,000
平成22年度	4,101,930
平成23年度	9,465,017
平成24年度	7,076,801
平成25年度	2,219,188
平成26年度	2,678,400
6年分合計	32,618,336

デジタル化資料を館内で閲覧に供するべきもの

中央図書館が所蔵する資料には、可能な限り劣化の進行を防ぐ必要がある貴重資料や、紙質・利用状況によって劣化・損傷が進んでいるものが含まれている。

一般に、劣化・損傷が著しい、又は、劣化・損傷の大幅な進行が予想される資料については、利用による原資料の劣化・損傷を防止するために媒体変換を行っている。媒体変換には、これまでマイクロフィルムが利用されてきたが、今般ではデジタルデータが利用されている。媒体変換を行った資料は、原則として、原資料ではなく、変換した媒体(マイクロフィルム又はデジタルデータ)を館内において閲覧の用に供することで、原資料の利用を減らし、劣化・損傷を防止することとなる。

しかしながら、図書館は、平成21年度以降デジタル化してきた資料4,087件について、館内で保存用データを閲覧できるようにしておらず、その原資料を1万4,230回、閲覧の用に供している。

このことは、来館者に保存用データを閲覧させることで原資料の利用を減らし、劣化・損傷を防止する点からは、デジタル化の目的を果たせていないこととなり、適切でない。

これについて、図書館は「東京アーカイブ」によりインターネットで公開している2,981件の資料については、館内のインターネット接続により閲覧ができるとしている。しかし、本来、館内では解像度の低いインターネット公開用データではなく、資料の内容を詳細に見ることができると高解像度大容量の保存用データを閲覧できる必要がある。このことから、資料の内容の閲覧を希望する者には保存用データを提供することで、原資料の利用頻度が減少し、原資料の劣化・損傷を防止できるところ、図書館はこれをしていない。このため、「東京アーカイブ」において公開している資料について、保存用データが原資料の利用頻度を減らして劣化・損傷を防止する観点からは十分には利用されていないと認められる。

また、「東京アーカイブ」において公開していない1,106件については、監査日現在、デジタル化したデータが、公開のためにも、原資料の劣化・損傷の防止のためにも利用されていないこととなり、そのデータの作成に要した経費を試算すると、表13のとおり、882万6,983円となる。

図書館は、閲覧による資料の劣化・損傷の防止を図るため、デジタル化したデータを館内で閲覧の用に供されたい。

(中央図書館)

(表13) 公開していないデジタル化資料のデジタル化費用

デジタル化費用(A)	デジタル化資料数(B)	公開していない資料数(C)	公開していない資料にかかるデジタル化費用(A×C/B)
32,618,336	4,087	1,106	8,826,983

(単位:円、件)

イ デジタル化資料の選定方針を定めるべきもの

中央図書館が平成26年度末において所蔵する東京関係資料は、図書22万2,155冊、新聞623紙、雑誌2,051誌に上り、全作のデジタル化は困難である。

- ① 原資料の利用による劣化・損傷の進行を媒体変換により防止すること
- ② インターネットにより、利用者がどこにいても、来館者と同様のサービスを提供することである。

しかしながら、図書館は、デジタル化の方針について、「都立図書館フローアップ3か年プラン」(計画年次：平成24年度～平成26年度)において、「資料の保存と利用の調和がとれるよう、江戸・東京に関するデジタル化を進め」と記載しているが、その内容は「① 江戸・東京情報のデジタル化と発信」及び「② デジタル化資料の一元的な管理の推進」として、デジタル化委託で作成した公開用データをデータベースとして整理し、インターネットで公開する「東京アーカイブ」の構築及び公開のみを定めている。

- このため、
- ① 館内で高解像度の保存用データを閲覧させ、原資料の利用機会を減少させることで、劣化・損傷の防止を図る観点が含まれていない
 - ② デジタル化資料の選定等に係る基本方針が表14のように具体的なものとなっていないなど、「都立図書館フローアップ3か年プラン」は基本方針として適切でないものとなっている。
- また、デジタル化する資料の選定に当たり、担当係において議論の上、担当課長が決定しているとしているものの、
- ① デジタル化の目的を明らかにせず、デジタル化資料の選定に当たって必要な基本方針やそれに沿ったデジタルデータの仕様(解像度、圧縮方式、圧縮率)を定めていない
 - ② 選定時におけるデジタル化の理由を文書に明確に記録しておらず、決定していないことから、効率的にデジタル化を進めているか、個々の資料のデジタル化が必要であるかなどがわからない状況となっており、適切でない。
- 図書館は、資料のデジタル化の目的や基本方針を定めた上で、適切なプロセスを経て組織的にデジタル化する資料を選定されたい。

(中央図書館)

(表14) デジタル化の基本方針の具体例

項目	内容
デジタル化する資料の選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 資料の唯一性・希少性 資料の劣化状況・保存の緊急性 資料の利用機会の拡大
デジタル化の範囲	テキストデータの作成の範囲

「国立国会図書館の資料デジタル化に係る基本方針」(平成25年5月27日)に基づき作成

(財 産)

(13) 物品を適切に管理するとともに、契約の履行確認を適正に行うべきもの

都立学校教育部は、災害時対応のため、平成20年度に1台、平成23年度に2台、合計3台の非常用自家発電機を都立学校(都外に所在する都立学校を除く)に配備している。部は、年1回これらの発電機の保守点検を実施しており、平成26年度は、表15のとおり、非常用自家発電機の保守点検委託契約(契約金額：272万5,380円、契約期間：平成26.12.25～平成27.3.31)を1と締結している。

当該非常用自家発電機点検票を見たところ、町田の丘学園においては、発電機3台のうち2台しか点検が実施されていなかった。

このことについて、部に確認を求めたところ、点検実施日(平成27.3.10)において、学校は発電機1台を見つげることができず、業者は2台しか点検を実施できなかったこと、また、監査日(平成27.6.1)現在においても、当該発電機を見つげられていない状況にあることが認められた。

学校は、通常実施を行っていない、教職員が常時出入り可能な校舎内のスロープ下倉庫にて当該発電機を保管していた。また、東京都物品管理規則(昭和39年東京都規則第90号)及び東京都物品管理要綱によると、①物品の亡失があった場合には、物品亡失報告書を局長に提出しなければならないとされているが、監査日現在、学校は、当該発電機を捜索中であることを理由にその措置をとっておらず、②備品は物品管理システムに登録し、毎年度定期的に照合をしなければならぬが、監査日現在、学校は平成23年度に取得した2台の発電機の登録をしておらず、照合も行っていない。

学校は、物品の管理を適切に行われた。

また、部は、当該委託契約に係る履行確認を十分に行わないまま支払いをしており、その結果、点検を実施していない1台分(消費税込3,780円)を過大に支出しており、適正でない。

部は、契約の履行確認を適正に行われたい。

(都立学校教育部)

(町田の丘学園)

(表15) 非常用自家発電機の保守点検委託契約

1台あたりの金額(税抜)	台数	合計金額(税込)
3,500円	721台	2,725,380円

(その他)

(14) 都立学校公開講座の広報を適切に行うべきもの

地域教育支援部は、都民の学習・文化・スポーツ活動の振興に資するとともに、地域に開かれた学校づくりを促進するため、「都立学校開放事業運営の手引(平成26年度版)」(以下「手引」という。)を定め、都立学校が有する人材・施設設備・教材等の教育機能を開放することとしている。

各学校は、都民に学習機会を提供するよう、「都立学校公開講座」(以下「講座」という。)を実施している。手引によれば、必須の広報として講座の内容を東京都教育委員会ホームページ及び学校のホームページに掲載することとしており、任意の広報として「広報東京都」や区市町村広報への掲載、チラシやポスター等を近隣の公共施設に置いてもらうこと等が規定されている。また、応募者が5名以下の場合には、講座の実施を見合わせることを原則としている。ところで、豊島高等学校、練馬工業高等学校、世田谷泉高等学校、田柄高等学校において、講座の広報について見たところ、講座の内容を学校のホームページに掲載していなかったことが認められた。学校のホームページへの掲載は必須とされているにもかかわらず、実施しなかったことは適切でない。

また、荒川商業高等学校において講座「表計算ソフト基礎講座」の広報について見たところ、部により東京都教育委員会ホームページやパンフレットにおいて講座一覧表の一講座として掲載されたものの、学校のホームページへの掲載をはじめ、その他の広報も実施していなかったことが認められた。この結果、応募者が5名しか集まらず、講座が実施されなかったことは適切でない。

- (豊島高等学校)
- (練馬工業高等学校)
- (世田谷泉高等学校)
- (田柄高等学校)
- (荒川商業高等学校)

(15) 学校徴収金の未納督促及び支出管理の方法について

学校教育活動で必要とされている経費には、税金等の収入によりまかなわれる公費と、保護者又は生徒(以下「保護者等」という。)が負担する私費がある。さらに、私費には制服や体操着等、保護者等が業者等に直接支払う経費と学校が保護者等から徴収する経費として積立金・補助教材費・給食費・PTA会費等の学校徴収金がある。学校徴収金については、東京都立学校の管理運営に関する規則にて、校長は、保護者等からの委任に基づき、学校徴収金の収納、管理及び支出に関する事務を処理すると定められている。

特別支援学校においても、障害のある幼児、児童及び生徒の自立や社会参加できる人材育成を目的として、一人ひとりの教育的ニーズを把握した学習を行うための必要な経費を学校徴収金として保護者等から徴収している。

また、都立学校教育部では「学校徴収金等事務手引(平成23年3月版)」(以下「手引」という。)にて、学校徴収金について取扱いを定めている。

そこで、各特別支援学校の学校徴収金の徴収方法等について確認したところ、次のとおり適切でない事例が見受けられた。

ア 就学奨励費受給申告者に対し未納督促を行うべきもの

都立学校教育部は、特別支援学校において障害のある幼児、児童及び生徒の就学を支援するため、給食費、教科書費、学用品費、修学旅行費、通学費、校外活動費等といった保護者等が負担すべき教育関係費用の一部を就学奨励費として世帯収入等に応じた支給を行っている。

この就学奨励費は、受給対象者として認定されるのは毎年7月であるが、前年度において生活保護受給世帯及び住民税非課税世帯として認定された世帯については、当年度も受給対象世帯(以下「生活保護受給世帯等」という。)として認定されることになっている。また、この就学奨励費の支給対象費用には、保護者等が負担する補助教材費や給食費等の学校徴収金も含まれており、生活保護受給世帯等には、限度額の範囲内において、保護者等が負担する費用の全額が就学奨励費として支給される。

ところで、清瀬特別支援学校では、給食費が未納の保護者等のうち、就学奨励費の受給を申告している者に対しては、文書催告以外の督促を行っていることが認められず、そのうち1名については文書催告も行っていない。その結果、その間未納額が増え続けている。

しかしながら、就学奨励費の受給対象者として認定される7月までの間、学校徴収金を未収のままにすることは適切でない。それは、7月に就学奨励費受給非対象者となった場合には、保護者等の支払い能力以上の未納額となる可能性があり、保護者等からの徴収が困難となるからである。生活保護受給世帯等を除き、学校は文書催告だけでなく、電話や来校時による面談等といった徴収努力を行うべきである。

学校は、生活保護受給世帯等を除く就学奨励費受給申告者に対し、受給対象者として認定されるまでの間に学校徴収金の納付を行わなかった場合については、効果的な未納督促を行われない。

部は、各学校に対し、生活保護受給世帯等を除いては、学校徴収金の未納者が就学奨励費受給対象者として認定されるまでの間は、効果的な未納督促を行うよう指導された。

(都立学校教育部)
(清瀬特別支援学校)

① 学校徴収金の未納督促の経過を記録する個人別管理簿の作成時期等を定めるべきもの
各学校は、個人別管理簿等により学校徴収金の未納者に対する督促経過、滞納理由、滞納
整理の状況を記録している。

ところで、八王子東特別支援学校では、学校徴収金の未納者に対し、1名を除き文書催告
のみしか行っておらず、納付すべき月から3ヶ月以上未納が続いた場合にしか個人別管理簿
を作成していない。また、未納者に対し電話等で直接交渉をしていた1名についても、平成
26年4月から10月まで文書催告のみしか行っておらず、その結果、その間未納額が増え
続けている。

このことから、学校は、速やかに電話や来校時の面談等による未納者への督促、未納の事
情や支払いの見込み等の聴取をしていないと認められ適切でない。

そこで、個人別管理簿を作成する場合について確認したところ、都立学校教育部では「手
引」にて、督促経過記録の様式は授業料と同様の個人別管理簿によることとしており、記載
項目や記載内容については定めているものの、個人別管理簿の作成意義や作成時期につい
ては具体的に定めていない。

本来、個人別管理簿は、未納者との交渉内容や支払の約束等を記録しておくことで適時適
切な催促が可能となるために作成するものであるから、電話や来校時による面談等、未納者
と直接折衝を行った時点から作成しておくべきものである。

学校は、学校徴収金の未納者に対し、文書催告だけでなく未納者と直接交渉を行うことで
適時適切に徴収を行い、折衝を行った時点から個人別管理簿を作成された。

部は、各学校に対し、学校徴収金の効果的な徴収のため未納者と直接折衝を行った時点か
ら個人別管理簿を作成するよう指導された。

(都立学校教育部)
(八王子東特別支援学校)

(16) 学校徴収金(積立金)の個人別管理を適切に行うべきもの

学校では、授業料のほかに、個人負担とする経費として、生徒個人の所有となる教材の購入
等に充てる積立金や給食費、生徒会費などの学校徴収金を生徒から徴収している。

都立学校教育部が定めた「学校徴収金等事務手引(平成23年3月版)」によると、学校は、
個人別管理表を用いて各生徒の積立金の収支管理を行い、積立金の残高が不足する生徒がいる
場合は、当該生徒の積立金の執行を停止することとされている。

ところで、学校における積立金の個人別管理の状況を見たところ、次のとおり、適切でない
事例が認められた。

① 五日市高等学校では、4人の生徒について、積立金が未納であるにも関わらず、教材費等
の支出を行っていたため、合計31,999円が残金不足のまま支出されていた。

② 翔陽高等学校では、2人の生徒について、積立金が未納であるにも関わらず、教材費等の
支出を行っていたため、合計3,747円が残金不足のまま支出されていた。

各学校は、学校徴収金(積立金)の個人別管理を適切に行われた。

(五日市高等学校)
(翔陽高等学校)

発行 東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號 郵便番号 163-8001
定価 本号 二一〇円 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所 勝美印刷株式会社 東京都文京区白山二丁目十三番七號 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代) 郵便番号 113-0001

